

令和5年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果（概要）

1 実施した監査

収入事務、支出事務、財産管理事務その他の財務事務及び財政援助団体等の財政的援助に係る出納その他の事務が、合规性、経済性、効率性及び有効性の視点から適正に行われているか監査を行った。

2 監査の対象

定期監査(10 部署)

収入事務、支出事務、財産管理事務その他の財務事務

会計課、総合政策部（国民スポーツ大会準備室は除く）、総務部、産業経済部、市立病院事務部、上下水道部、消防本部、農業委員会事務局、公平委員会事務局、議会事務局

財政援助団体等監査(5 部署が所管する 32 団体)

財政援助団体等の財政的援助に係る出納その他の事務

総合政策部（14）、総務部（1）、産業経済部(12)、市立病院事務部（4）、農業委員会事務局（1）

3 監査の方法

令和2年4月1日から施行した苫小牧市監査基準（令和2年3月18日決定）に基づき、監査の対象に係るリスクの内容、生じる可能性、影響等を評価し、リスクの高い事務処理を重点項目として監査を行った。

4 監査の結果

支出事務に関連して2件の指摘を行った。

5 指摘事項

支出事務（旧年度に属する支出を新年度予算から支出しているもの）

旧年度の期間の利用に係る電話料を新年度予算から支出しているものが見られた。

支出事務（単価契約において予定価格を上回っていたもの）

単価契約において、入札額が予定価格を上回っているにもかかわらず、契約を締結しているものが見られた。

6 監査意見

指摘事項の有効活用について

今回の指摘事項となった支出事務は、いずれも過去に同様の指摘を行っており、その指摘に対して意見を述べ、措置を講じることを求めてきたところである。

定期監査における指摘事項は、当該部署においては適正な事務執行の確保のため、講じた措置をしっかりと継続していくことを求めており、監査の対象とならなかった部署においても同様の事例や、類似するような事例がないかを確認する作業を通じて全庁的に共有されるものであり、事務の改善を目的とした有効活用に資するものとする。

今後においては、過去の指摘事項について改めて確認するとともに、再発防止とリスクの低減に向け、定期的に課内会議等で適正な事務執行の確保について共通認識を深めるなど、指摘事項の有効活用に努めていただきたい。